



～手話は大切な言語です～

「手話」に対する理解を深め、地域で支えあい、ろう者が安心して生活できるように、「有田市手話言語条例」を制定し、4月に施行しました。

■条例には、市民・事業者のすべきことが定められています

<市民の役割>

第5条 全ての市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

<事業者の役割>

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。(条例より抜粋)

■市ではこんなことに取り組んでいます!

- 手話教室(初級・スキルアップ) 隔週木曜日 13時30分～15時
- 手話奉仕員養成講座 毎週木曜日 19時～20時30分
- 手話通訳士等の派遣(ろう者の生活や文化的活動に利用できます。)



フードチケットの使用期限を延長しました

感染拡大防止のため、チケットを使用する機会を分散し密を避けるために使用期限を延長します。ご使用にあたっては、感染拡大防止に向けた皆様の協力をよろしくお願いいたします。

使用期限 変更前 令和3年 9月30日(木)

変更後 令和3年 12月31日(金)

※チケットの表記は、使用期間が「令和3年9月30日」までとなっておりますが、上記の期限まで使用できます。

※店舗によって定休日が異なりますので、使用の際はご注意ください。



店舗の募集期限も延長します

募集期限 9月30日(木)まで

コロナワクチン接種について



●「ワクチン接種クーポン券」の発送

◇令和3年度中に65歳～84歳になる方に接種クーポン券の発送を開始しています。混乱を避けるため、84歳の方から順次年齢を下げ、段階的に送付しています。(5/24～順次送付)お手元に届くまでしばらくお待ちください。

●個別接種および集団接種の実施について

65歳以上の方を対象に個別接種(市内医療機関)および集団接種を実施します。詳細は広報と一緒に配布しているチラシをご覧ください。

●予約【個別接種および集団接種】

予約には必ず「クーポン券番号」が必要です。予約方法の詳細については、接種クーポン券に同封のチラシを必ずご確認ください。

【ワクチンの有効利用と円滑な予約のために】

- ・キャンセル時は、必ず予約先に連絡してください。
- ・複数の接種機関への重複予約はしないでください。
- ・電話予約は各医療機関の受付時間内をお願いします。

✓ 避難行動を再確認しましょう

～あなたがとるべき避難行動は?～



災害はいつ発生するか分かりません。災害発生前に、自宅が安全かどうか下のフローチャートで確認しておきましょう。今の時期、新型コロナウイルス感染症の感染回避は大切ですが、まずは躊躇なくご自身にあった命を守る行動を取ってください。

